



平成30年度第2期『人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座』



開催日	10月25日(木)		12月20日(木)	
2 期	分野	障がい者	子ども	
	講座名	10代のメンタルヘルスについて ～ユース・メンタルサポートセンターMIEの取り組みより～	生活困窮者を取りまく現状と課題	
	講師	三重県立こころの医療センター ユースメンタルサポートセンターMIE 精神保健福祉士 山本 綾子(やまもと あやこ)	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹(まつむら もとき)	
	内容・講師紹介など	<p>◆大人になるために、こころも体も急激に成長するこの時期には、こころのバランスを崩しやすくなります。こころの不調のサインに気づき、回復力を高めるためにまわりの大人が知っておきたい内容についてお話します。</p> <p>また、三重県立こころの医療センター内に設置されているユース・メンタルサポートセンターMIEの取り組みについてもお話します。</p> <p>◆講師紹介 精神保健福祉士。 三重県内の精神科病院、NPO法人で勤務後、2011年より現職。 若者の精神保健相談の対応や、県内の中学・高校でこころの病気とこころの健康についての「精神保健教育プログラム」を実施しています。</p>	<p>◆家庭における貧困の問題は、真っ先に子どもに悪影響をおよぼし、それが将来にわたってまわりつく深刻な問題です。国内外の貧困等に関わる現状、報道から見える貧困の現状、三重県下における子どもたちが置かれている貧困問題の現状をお伝えし、問題の解決に向けた必要な政策は何かについて考える機会になればと思います。</p> <p>◆講師紹介 ・1981年生まれ 三重県伊賀市出身 ・(公財)反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 ・(一社)部落解放・人権研究所「第6 部落差別調査研究部門」研究員 ・差別禁止法の制定を求める市民活動委員会 幹事 ・(公社)三重県人権教育研究協議会 理事 ・三重県いじめ調査委員会 委員 ・三重県に障害者差別解消条例をつくる会 事務局 ・NPO法人いが創造塾 理事長</p>	
	分野	同和問題	その他	
	講座名	わたしと部落問題	ギャンブル依存症とは？ ～支援者の関わり方～	
	講師	部落解放同盟大阪府連合会青年部 副部長 小西 愛里紗(こにし えりさ)	公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会 代表理事 田中 紀子(たなか のりこ)	
	内容・講師紹介など	<p>◆被差別部落問題の当事者であることを自認して解放運動に取り組もうと思ったきっかけから始まり、部落差別を実際に受け、差別への恐怖や解放運動への葛藤を経験した「わたし」の部落問題について考える。生活のなかでさまざまな人権問題との出会いによって、自分ができる青年部活動や啓発活動を試行錯誤中で、わたし自身まだまだ勉強中。青年から見る部落問題のリアルをお伝えしつつ、参加者のみなさんと一緒に考えることのできる時間にしたい。</p> <p>◆講師紹介 ・1990年大阪府茨木市の被差別部落地域で生まれ育ち、現在、部落解放同盟大阪府連合会青年部(2010年～)と同連合会沢良宜支部青年部(2006年～)として活動中。 ・2014年より、一般社団法人部落解放・人権研究所で経理として勤務。</p>	<p>◆ギャンブル依存症は誤解や偏見が多く「怠け者」「遊び人」「ダメ人間」のイメージで語られがちですが、正しい知識を持ち適切な対処をすることで、回復することが可能な精神疾患です。講演では、ギャンブル依存症の病気の概要をご説明いたします。</p> <p>◆講師紹介 ・(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 代表理事。 ・祖父、父、夫がギャンブル依存症であり、自身もギャンブルと買い物依存症から回復した経験を持つ。現在ギャンブル依存症当事者と家族支援を中心に全国で活動する他、国にギャンブル依存症対策の政策提言等を行ったり、省庁、地方自治体等の依頼で啓発や予防教育の講師を数多く務めている。 著書に「三代目ギャン妻の物語(高文研)」「ギャンブル依存症(角川新書)」がある。</p>	

平成30年度第2期『人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座』

2 期	開催日	2月19日(火)	
	分野	犯罪被害者等	
午前 の部 10:00 ～ 12:00	講座名	犯罪被害者支援の現状	
	講師	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 専務理事兼事務局長細川 光雄(ほそかわ みつお)	
午後 の部 13:30 ～ 15:30	分野	障がい者	
	講座名	「対話」を通して、誰も排除されない社会をつくる ～「合理的配慮」を使いこなすことを通して～	
午後 の部 13:30 ～ 15:30	講師	大阪市立大学ほか非常勤講師 立命館大学生存学研究センター客員研究員 松波 めぐみ(まつなみ めぐみ)	
	内容・講師紹介など	<p>◆「合理的配慮」は、2016年4月に施行された障害者差別解消法のキーワード。ただ「配慮≒思いやり」と誤解が見られます。</p> <p>◆「合理的配慮」を理解するためには、法律のベースにある、「障害の社会モデル」という考え方を学ぶ必要があります。</p> <p>◆法律の背景、何が「差別」なのかを踏まえて、「合理的配慮」について、具体例からわかりやすくお話します。</p> <p>◆対話を通して差別・排除のない社会を実現していくイメージをもってもらえればと思います。</p> <p>●講師紹介 ・2008年 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得退学(専門は人権教育、障害学) ・世界人権問題研究センター研究第五部専任研究員(2008～2016) ・現在は非常勤講師(大阪市立大学、関西大学、龍谷大学ほか) ・2009年より障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会事務局員 ・1999年より自立生活センターを通して重度障害者の介助に携わる ・近著に『障害のある先生たちー「障害」と「教員」が交錯する場所でー』(羽田野真帆、照山絢子、松波めぐみ)生活書院。</p>	

